

番号	1 適正な警備料金の積算
項目	<p>公共工事をはじめ、官公庁関係の警備業務（交通誘導警備の他、施設警備、機械警備、イベント（雑踏）警備を含む）にかかる適正な警備料金の積算につきましては、予算編成をするに当たっては、警備員不足の解消が図られるよう適正な警備料金の積算についてご配慮をいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>警備業務については、「建築保全業務労務単価」及び「建築保全業務積算要領」並びに「公共工事設計労務単価」など国が示す労務単価等に基づき積算するよう努めているところです。</p> <p>また、国が示す労務単価等がない場合などは、下見積による積算を行っておりますが、複数事業者から徴した見積書により算定しており、市況を反映したものとなっていると考えております。</p> <p>引き続き、適正な警備料金の積算に努めてまいります。</p>	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7062

番号	2 入札制度等の改善
項目	<p>(1) 最低制限価格制度の導入・引上げ</p> <p>公正性・透明性・客観性の観点からも、貴所が警備業務を発注する入札においては、最低制限価格制度を導入するとともに、適正な最低制限価格を設定していただくなど、警備業にとって有益な入札制度にしていただけるよう特段のご配慮をいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>労働集約的業務である警備業務については、最低制限価格制度発足当初より導入対象とし平成 15 年度契約から適用しています。</p> <p>また、昨今の賃金上昇等に鑑み、物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出している場合の最低制限価格の算定方法については、令和 5 年 4 月 1 日開札分より、予定価格に「10 分の 6.6 を乗じて得た額」から、「10 分の 7.5 を乗じて得た額」へと引き上げたところです。</p> <p>改正後の定率は、現在の中央公契連モデルの設定範囲の下限值（75 %）を適用しておりますことから、今後、中央公契連モデルの設定範囲の下限值に改正があった場合は、中央公契連モデルの設定範囲の下限值を適用することを基本方針としています。</p> <p>今後とも、国・他都市の状況も勘案しながら、適正な契約制度の確保に努めてまいります。</p>	
担当	契約管財局 契約部 制度課（契約制度グループ） 電話：06-6484-7062

番号	2 入札制度等の改善
項目	<p>(2) 分離発注等の徹底</p> <p>貴所の入札物件等における警備業務を含めて一括発注になっているところについては、警備業務部分のみを分離発注にさせていただくか、きめ細かな積算をしていただくよう特段のご配慮をいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、工事請負等の発注に際し、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第8条の規定に基づき、中小企業者の受注機会が増大するように種々取り組んでいます。</p> <p>具体的には、(1) 中小企業者が受注可能なものは、優先的に中小企業者へ発注する、(2) 分離・分割発注に努める、(3) 発注情報の提供を行う、などの施策を講じています。</p> <p>今後とも警備業務を含む本市の発注が中小企業の受注の増大に資するよう、関係各局とも連携を保ちながら、取り組んでまいりたいと考えております。</p>	
担当	契約管財局 契約部 制度課 (契約制度グループ) 電話：06-6484-7062